

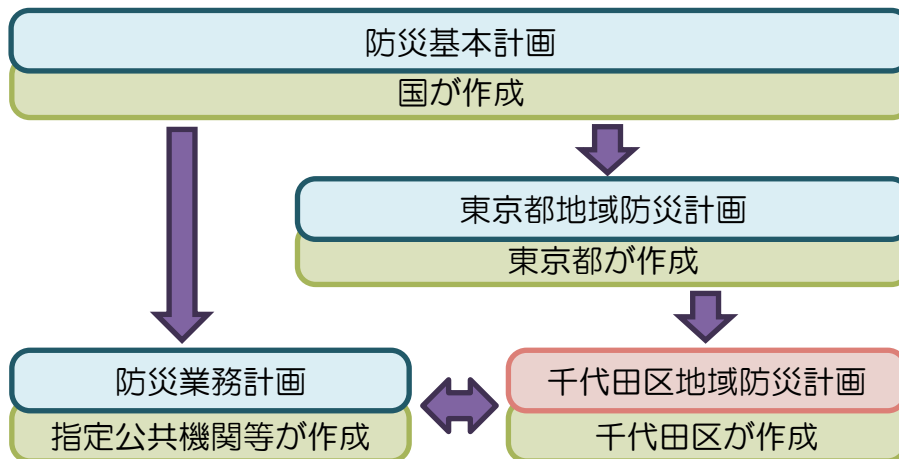
千代田区地域防災計画 修正の概要

1. 地域防災計画とは

千代田区地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、国の防災基本計画に基づき、千代田区防災会議が作成するもので、東京都地域防災計画や、指定公共機関等の防災業務計画との整合を図り、一体的に運用する計画です。

千代田区の地域にかかる災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画では、区や東京都、消防機関だけではなく、電力や通信に関する事業者等、防災上重要な機関である指定公共機関のほか、さらには、区民の皆様、事業所等が災害時に実施する「予防対策」や「応急対策」、「復旧対策」を定めています。

千代田区地域防災計画と上位・関連計画のとの関係（概念図）



2. 修正の趣旨・目的

令和 5 年 5 月に国の防災基本計画が修正されたほか、東京の被害想定が最新の科学的知見等に基づき令和 4 年 5 月に見直され（「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日東京都防災会議公表））、東京都地域防災計画が令和 5 年 5 月に修正されています。

千代田区ではこれらの上位計画や関連計画等を踏まえて、より実効的な計画とすべく、千代田区地域防災計画の総則及び震災対策編について見直しを行います。

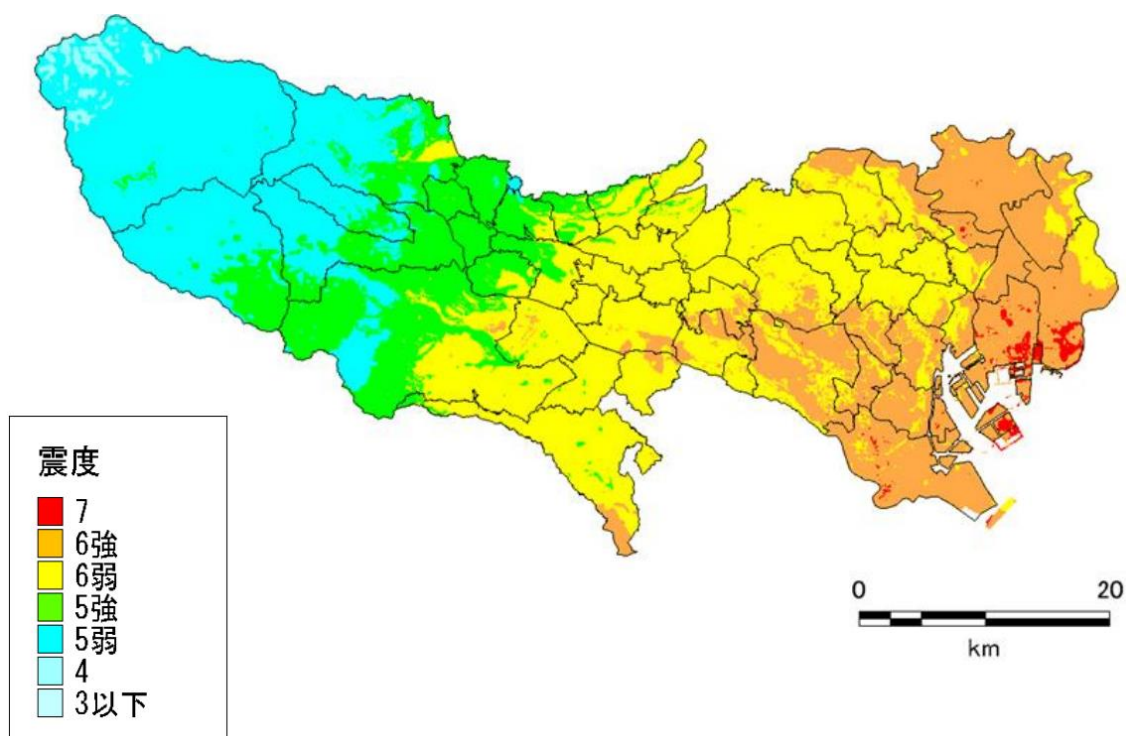
3. 千代田区における新たな被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日東京都防災会議公表）のうち、千代田区への被害が大きいと考えられる都心南部直下地震を千代田区地域防災計画上の想定地震とします。

前回の被害想定（「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 18 日東京都防災会議公表））に基づく東京湾北部地震（M7.3）による想定被害と比較すると、死者は、最大となる冬の昼 12 時で 336 人から 77 人と 4 分の 1 以下に減少しており、建物被害は全壊が 835 棟から 150 棟に、半壊が 1,775 棟から 602 棟に減少しています。このほか、電力、通信、ガス等のライフライン被害も減少している一方で、帰宅困難者数は約 59 万人、避難者数は約 1.3 万人（ピーク時）と前回より増大しており、帰宅困難者や避難者に関わる対策推進が必要です。

また、エレベーターの閉じ込め台数や、震災廃棄物も前回より増えており、東京都や防災関係機関等とも連携の上、対策を図る必要があります。

都心南部直下地震の震度分布



出典；首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（東京都防災会議）

首都直下地震等による東京の被害想定（千代田区抜粋）の前回との比較

規模	【今回】 都心南部直下地震（M7.3） （令和4年5月）			【前回】 東京湾北部地震（M7.3） （平成24年4月）		
	朝5時	昼12時	夕18時	朝5時	昼12時	夕18時
時刻（季節は冬）	朝5時	昼12時	夕18時	朝5時	昼12時	夕18時
最大震度	震度6強			震度6強		
死者	9人	77人	62人	33人	336人	273人
負傷者	230人	3,501人	2,787人	916人	12,858人	10,364人
建物被害（全壊）	150棟	150棟	150棟	835棟	835棟	835棟
建物被害（半壊）	602棟	602棟	602棟	1,775棟	1,775棟	1,775棟
焼失棟数	0棟	0棟	0棟	1棟	2棟	2棟
電力被害（停電率）	5.7%	5.7%	5.7%	31.5%	31.5%	31.5%
通信施設（不通率）	0.3%	0.3%	0.3%	1.2%	1.2%	1.3%
ガス施設（支障率）	0.0%			83.1～100%		
上水道施設 （断水率）	30.7%			52.0%		
下水道施設 （被害率）	2.9%			28.8%		
帰宅困難者数	—	592,100人	592,100人	—	501,355人	501,355人
避難者 （ピーク時）	12,593人	12,595人	12,594人	11,072人	11,076人	11,076人
エレベーター 閉じ込め台数	754台	754台	754台	645台	645台	645台
災害時要援護者 死者数	0人	3人	2人	13人	7人	7人
自力脱出困難者	73人	1,092人	831人	324人	4,417人	3,563人
震災廃棄物	67万トン	67万トン	67万トン	60万トン	60万トン	60万トン

赤字：前回と比較し増加

青字：前回と比較し減少

4. 減災目標

千代田区が東京都、防災関係機関、区民及び事業者等と協力して、災害対策を推進し、着実な防災力の向上を図るため、減災目標を設定します。

千代田区では、以下に示すとおり、これまでの千代田区地域防災計画で位置付けている令和6年度までの減災目標に加え、令和7年度からの新たな減災目標を定め、併記します。

令和7年度からの減災目標のうち、死者数、避難者数、全壊棟数については、東京都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、東京都地域防災計画と整合を図り1つの目標に集約します。

また、帰宅困難者数、風水害、火山灰被害については、千代田区の地域特性や被害想定を踏まえ、区独自の目標として定めます。区では、区内に拠点を持たない通勤者（他区市町村から千代田区を通過して他区市町村に通勤・通学する人）や観光客等を「行き場のない帰宅困難者」として対策を講じます。

令和6年度までの減災目標

	減災目標	対応する計画 (編)
1	死者数（災害関連死含む）を減少させる。	震災対策編
2	避難者数を減少させる。	震災対策編
3	建築物の全壊棟数を減少させる。	震災対策編
4	帰宅困難者数を減少させる。	震災対策編
5	風水害による人的・物的被害を最小限にとどめる。	風水害対策編
6	火山灰による被害を軽減させる。	火山対策編

令和7年度からの減災目標

	減災目標	対応する計画 (編)
1	(1)首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。	震災対策編
	(2)首都直下地震等による行き場のない帰宅困難者数を概ね半減する。	震災対策編
2	風水害による人的・物的被害を最小限にとどめる。	風水害対策編
3	火山灰による被害を軽減させる。	火山対策編

5. 計画の構成

千代田区地域防災計画には、区及び防災関係機関が行うべき防災対策を予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載しています。

構成と主な内容は、次に示すとおりです。





千代田区地域防災計画の構成と主な内容

	構 成	主 な 内 容
総則	第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田 第1章 計画の方針 第2章 千代田区の被害想定 第3章 減災目標 第4章 複合災害への対応 第5章 区民及び事業者の基本的責務 第6章 防災機関の役割	震災及び風水害の被害想定、減災のための施策目標、区及び防災関係機関の役割等
震災対策編	第1部 震災予防対策計画 第1章 防災都市づくり 第2章 地震被害の軽減 第3章 出火、延焼等の防止 第4章 情報通信の確保 第5章 救援・救護体制の強化 第6章 震災に強い地域コミュニティの形成 第7章 ボランティア等との連携・協働 第8章 区民等の防災行動力の向上 第9章 事業継続計画の策定 第10章 調査研究	区及び防災関係機関等が行う震災予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置等
震災対策編	第2部 震災応急・復旧対策計画 第1章 応急・復旧活動 第2章 情報の収集・伝達 第3章 相互応援協力・派遣要請 第4章 警備・交通規制 第5章 緊急輸送 第6章 救助・救急活動 第7章 消防対策 第8章 医療救護等対策 第9章 避難計画 第10章 要配慮者対策・災害時の対策 第11章 帰宅困難者対策 第12章 集合住宅（マンション）対策 第13章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第14章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理 第15章 遺体の取扱い 第16章 水防対策	地震発生後に区及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等

構 成		主 な 内 容
震災 対策編	第2部 震災応急・復旧対策計画 第17章 ライフライン施設の応急・復旧措置 第18章 公共土木施設の応急・復旧対策 第19章 応急生活対策 第20章 災害救助法の適用 第21章 激甚災害の指定	
震災 対策編	第3部 災害復興計画 第1章 復興の基本的考え方 第2章 生活復興・都市復興の計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策
震災 対策編	第4部 東海地震災害事前対策計画 第1章 計画の方針 第2章 災害の予防対策 第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発表されるまでの対応 第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制 第5章 区民・事業所等のとるべき措置	災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制等 （東海地震災害事前対策計画の運用は今後行わない。）
震災 対策編	第5部 南海トラフ地震対策 第1章 対策の方針 第2章 南海トラフ地震に関連する情報等 第3章 区民・事業所等のとるべき措置	区民、地域防災組織、事象所のとるべき措置等
風水害 編	第1部 風水害対策の方針 第2部 風水害予防対策計画 第3部 事前行動計画（タイムライン） 第4部 風水害応急・復旧対策計画 第5部 地下街等、要配慮者利用施設の名称及び所在地	（今回見直しを実施せず）
火山 対策編	第1部 火山対策計画	（今回見直しを実施せず）
大規模事故等 対策編	第1部 大規模事故等対策計画	（今回見直しを実施せず）
資料編		防災対策に関わる施設、設備、資機材の現況等
例規・規定編		防災対策に関わる条例、協定
様式編		防災対策に関わる様式

6. 主な修正事項

千代田区地域防災計画の主な修正事項は以下のとおりです。

① 多様な視点への見直し		
 防災政策等に関する対象を「男女」から「多様な区民」へ拡大		
<p>防災に関する政策・方針決定過程への参画や防災対策推進の視点について、対象を「男女」に留めず、「青年、高齢者、障害者などの参画を拡大すること」、「多様な被災者に対する防災対策を推進すること」に見直しました。</p>		P2
<p>区民の防災意識やニーズの把握に向けた区民世論調査等では、性別や世代、外国人等の多様な視点に配慮することを明記しました。</p>		P1-74
 避難所運営に関し配慮すべき対象を「女性」から「多様な区民」へ拡大		
<p>避難所運営に関し配慮すべき対象を「女性の視点」から「多様な視点」に見直しました。</p>		P1-53、 P2-97
 「誰にでも伝わる」情報伝達手段の整備		
<p>情報提供手段について、誰にでも伝わるよう、住民への情報伝達手段の多様化に努めます。</p>		P1-33
 ボランティア活動支援における「妊婦や外国人等」の視点も踏まえた情報提供や資機材の備蓄		
<p>ボランティアの活動支援として区が情報提供や作業用資機材の備蓄等を行う際に、乳幼児、高齢者、障害者、難病患者のほか、妊婦や外国人等の視点も踏まえることに見直しました。</p>		P1-71

② 区の災害対応の強化

全被災者（在宅避難者等含む）を対象とした被災者生活実態の把握

区は都と連携し、避難所の避難者、在宅避難者、域外の避難者等の全被災者に対し被災者生活実態の把握に努めます。	P2-179
---	--------

要配慮者の受入れに向けた福祉施設との福祉避難所開設に関する協定締結

避難所での生活が困難な要配慮者の受入れに向け、区内の福祉施設と予め福祉避難所開設に関する協定を締結していきます。	P2-92
--	-------

在宅の要配慮者等の健康管理・情報整理

保健班（保健師、管理栄養士、歯科衛生士で構成する組織）の活動内容に、在宅の要配慮者の健康管理、透析患者・在宅難病者・在宅要介護高齢者等の情報整理を追加しました。	P2-81
--	-------

都との連携等による総合的なトイレ対策

都と連携し、災害用トイレの需要と供給や、災害関連死対策の観点、女性・要配慮者等の多様な視点を踏まえた総合的なトイレ対策を図ります。	P2-128
---	--------

千代田区災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物処理対策の見直し

千代田区災害廃棄物処理計画（令和5年3月）に基づき、災害がれきの処理経過に応じた分類「第一仮置場、第二仮置場、第三仮置場」を機能に応じた分類「地区集積所、応急集積所、一次仮置場、二次仮置場」へ見直しました。	P2-126、 P2-132
---	-------------------

文化財に関わる防災対策の方針を定める総合計画の作成

文化財の保存と活用に関する総合計画として文化財保存活用地域計画を作成し、防災対策に関する方針等を定めます。	P1-45
---	-------

③ 他機関との連携

円滑な人命救助活動に向けた安否不明者情報の都への提供

区は、人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行います。	P2-68
---	-------

緊急交通路が指定された場合における災害派遣等従事車両証明書の発行

高速道路等が緊急交通路等に指定された場合、区及び都は自治体が災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行します。	P2-57
--	-------

被災地周辺の場所や医療施設における医療救護活動の実施

区が設置する医療救護所のほかに、区内の医療機関の対応状況や被災者の発生状況によって、区が必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の場所及び医療施設においても医療救護活動を実施することができるよう位置付けました。	P2-77
--	-------

消防署による区災害対策本部への助言・避難指示の伝達

消防署は、区市町村本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行うよう位置付けました。	P2-69
--	-------

消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、区へ通報を行うこと、避難指示等の伝達を行うよう位置付けました。	P2-89
--	-------

④ インフラの設備強化

水道施設の断水率等を考慮した優先的対策の実施・バックアップ機能の強化

水道施設の耐震対策について、断水率が高いと想定される地域や避難所等への供給ルートにおいて、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替えること、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化します。

P1-15

下水道施設の耐震化等に関わる一時滞在施設等への対象拡大

マンホールとの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策について、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大し、対策を推進することを記載しました。

P1-17

首都高速道路の緊急輸送路としての機能回復に向けた対策等の推進

首都高速道路は高架橋の安全性向上対策が完了しており、現在は緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を実施していることや、平成 28 年に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋梁の耐震補強を推進していることを記載しました。

P1-22、
P1-23

⑤ ライフラインの設備強化・応急復旧・広報

通信事業者における通信確保体制の整備

<p>通信事業者は、通信設備の耐震化・通信回線の冗長化等の推進や、重要エリア等の通信確保に向け、基地局等において非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化を推進すること、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備します。</p>	P1-47
<p>NTT 東日本の対策として、被災した通信設備等の迅速な復旧を図ること、災害用伝言サービスを速やかに提供できるよう位置付けました。</p>	P2-156、 P2-157
<p>モバイル通信事業者は災害用伝言サービスを速やかに提供し、疎通状況や避難所 Wi-Fi 等の開設状況等の広報を行うこと、無料 Wi-Fi サービス（00000JAPAN）の提供を行うこと、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供できるよう位置付けました。</p>	P2-159

ガス事業者による広報の手段・内容の拡充

<p>東京ガスグループが行う災害時の広報手段について、サービス巡回車のほか、ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体を記載しました。</p>	P2-155
<p>東京ガスグループが行う災害時の広報内容について、ガス設備の被害状況等のほか、マイコンメーター復帰操作方法、ガス機器の使用上の注意事項を記載しました。</p>	P2-155

⑥ 外国人・帰宅困難者の対策強化

外国人への多言語による啓発・情報提供

<p>区は、外国人に対し、やさしい日本語を含む多言語での防災知識の普及を図ること、避難標識等の外国語標記を推進すること、都の防災関連動画の活用を通じ、外国人が多く集まる場所等での情報提供に努めます。</p>	P1-63
<p>外国人への震災時の情報提供に際し、区ホームページの多言語翻訳や千代田区安全・安心メールの多言語配信等を通じて情報提供を行います。</p>	P2-34、 P2-102

外国人への救急対応に向けた多言語音声翻訳アプリの活用

<p>消防署の対策として、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図るよう位置付けました。</p>	P2-69
--	-------

外国人への情報提供に向けた東京都防災（語学）ボランティアの派遣

<p>東京都の「東京都防災（語学）ボランティアシステム」を活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣します。</p>	P2-102
---	--------

事業所等への適切な帰宅方法・ルールの事前策定の周知

<p>事業所等への啓発として、適切な帰宅方法・ルールの事前策定について周知することや、事業継続と地域防災への関心を高めるため、都、区の補助制度等の活用及び普及を図ります。</p>	P2-106
---	--------

DX を活用した帰宅困難者への情報提供対策の推進

<p>帰宅困難者への情報提供において、既存情報提供手段（防災行政無線、ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、安全・安心メール、緊急速報メール等）のほか、大丸有地区で開発している帰宅困難者向け情報提供システム「災害ダッシュボード」や、地区内のデジタルサイネージ、都の帰宅困難者対策オペレーションシステムに関わる DX 活用について記載しました。</p>	P2-107、 P2-108
--	-------------------

⑦ マンション・高層ビルの安全対策

✚ 室内安全対策の推進

住民への指導に関して、長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、高層階における室内安全対策を推進します。	P1-38
---	-------

✚ マンション居住者による在宅避難

マンション居住者の在宅避難に向け、被害が軽微で安全が確認できれば、在宅避難が可能であることを周知します。	P1-92
--	-------

✚ マンションでの在宅避難に向けた備蓄

高層マンション居住者の役割に、エレベーターの停止を想定し7日分を備蓄するよう位置付けました。	P1-67
--	-------

マンション居住者の役割に、排水管等の修理終了までトイレが使用不能となる可能性から、携帯トイレを備蓄することを記載しました。	P1-92
---	-------

✚ マンション管理会社等によるマンション防災計画作成への協力

マンション管理会社等は、必要に応じて自治会と連携し、マンション防災計画の作成等に協力するよう位置付けました。	P1-94
--	-------

✚ マンション管理組合や自治会等による在宅避難継続に向けた居住者支援

マンション管理組合や自治会等が行う応急対策として、居住者の安否確認、建物被害調査、在宅避難継続のための居住者支援等を位置付けました。	P2-116
--	--------

✚ エレベーター閉じ込めに関わる情報収集体制・応援体制の強化

都の役割として、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進めるほか、エレベーター関連業界等と連携し、エレベーター閉じ込め等の情報収集体制や早期復旧に向けた全国的な応援体制の構築を促進し、体制強化を図ることを位置付けました。	P1-31
--	-------

⑧ 区民の取組み

多様な避難行動の理解

区は、プライバシーの確保、感染症リスクの低減及び避難生活によるストレスの軽減を目的として、自宅での生活が可能な場合における在宅避難や、親戚や知人宅での縁故避難など状況に応じた多様な避難行動の実践について推進します。

P1-54

アレルギーや持病等、自身の特性を考慮した備蓄

区民への普及啓発の内容について、特にアレルギーや持病等を有する区民の物資についても各自で確保してもらえよう、アレルギーや持病等、自身の特性を考慮した備蓄をするよう記載しました。

P1-74

ペットのための最低 5 日分できれば 7 日分のペットフード等の用意

ペット用非常時持ち出し袋にペットフード、ペットシート、必要な医薬品などをそろえておく対象期間を、「最低 3 日分」から「最低 5 日分できれば 7 日分」に見直しました。

P2-86